

## 令和6年度 京田辺市男女共同参画審議会（第3回）議事録

日 時	令和7年3月28日（金） 午前10時～11時00分
場 所	京田辺市役所 中央公民館 第1研修室
出 席 者	【委員】岡田会長、分部副会長（Web参加）、小野委員、小泉委員、篠原委員、五月女委員、仲井委員、林委員、松原委員、三宅委員 【京田辺市】向井市民部長、藤井市民部副部長、舛田市民部人権啓発推進課長、堀女性交流支援ルーム所長、人権啓発推進課谷元、（株）名豊（大川氏）
議事次第	(1)男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査の結果速報について (2)その他

### （1）男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査の結果速報について

事務局より、市民意識調査及び事業所調査の結果速報について、報告を行った。

#### ＜委員からの意見＞

会 長： 9ページの問6で、一週間あたりの仕事をしている時間と、家事をしている時間の平均を聞いていますが、男女で違いがあるように思います。それについて、確認していただいていますでしょうか。

事務局： こちらの資料については速報値なので、前年度調査の比較までとなっております。今後、この結果に基づき集計する際、男女別の視点での分析もしたいと考えております。

委 員： 関連するかと思いますが、20ページの問16の回答について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足した割合は、令和6年度の調査で減少していますが、その減少値は有意に減少したのでしょうか。将来的には、有意差についてもご検討いただけるのでしょうか。

事務局： この減少が「統計学的にも減少した」と言えるのかどうかというご質問だと思います。これは重要な項目ですので、検討したいと考えております。

委 員： 問29について、46ページの⑤「政治や行政の施策・方針決定の場」、⑥「法律・制度」、⑦「社会通念、慣習、しきたり」では、「男性が優遇されている」の割合が、それぞれ有意に増えたのかを検証いただけするとよいと思います。

事務局： 検討させていただきます。

会 長： 統計的に有意という話がでました。統計結果で数字に差がでたときに、⑤の39.7と40.9というように、細かい差がない場合、それは偶然なのか、違いがあるのかを統計的にみていただきたいということで、有意差についてご質問されたのだと思います。

委 員： 結果の表記について申し上げます。72ページの問13で、事業所の育児休業の取得状況はどうになっているのかを聞いており、昨年1年間について回答しています。育児休業を取得できる対象者の人数で、男性は0人が71.8%で大変高い数値になっています。その次は2人です。さらに詳しい内容について、73ページから75ページまで記載されていますが、対象者が0人の場合、細かい取得状況のグラフのすべての欄に0の数字が出ています。わかりやすくグラフを載せていただいているのだと思いますが、報告されるときは、文章の説明でより簡潔に表現できるのではないのでしょうか。

また、内容についての感想を申し上げます。82ページの問19で、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画を策定されているのかを聞いていますが、確かに301人以上の従業員がいる事業所は策定し公開する義務があり、300人以下の従業員がいる事業所は努力義務ということだと思います。ここで回答した事業所は大部分が小規模か中規模だと思いますので、努力義務であるために、この程度の数字なのだと考えられます。

さらに、67ページの問11で、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画を策定されているのかを聞いていますが、従業員100人以下は努力義務ですので、なかなか策定されている事業所は少ないということは納得できます。せっかく法律が制定されているのに、いずれの法律も現状に即応しておらず、罰則もないということで、個人的には法律が緩いと感じています。9割以上の企業に当てはまらないということですので、努力義務とする従業員数をより少なくする等の方策をとってもよいと思います。

会長： 今回は速報だけを記していますが、事業所関係の項目については、従業員数とクロス集計を行う等の集計をしたいと考えております。他にも重要な項目に関しては、クロス集計を実施する予定です。

委員： 53ページから55ページの女性管理職の割合について記載がありますが、ものづくりの会社等ではどうしても力仕事が必要なので、女性の適性ではないという場合もあります。そもそも従業員の男女の数が違う中で、適正にみることができるのか疑問を感じます。例えば、従業員に占める女性の割合が18%で、いわゆる管理職は15%程度ですが、全体で考えるとより低い値になってしまいます。

育児休業制度に関しては、男性の取得者も進んでいますが、妻が実家に里帰り出産される方が育児休業を取得されて自分の時間として使うという話を聞きました。育児休業中にしてはいけないことは決められていませんが、もう少し納得できるような制度になるとよいと思います。

よく使われている「ワーク・ライフ・バランス」という言葉に関して、「ライフ」と「ワーク」は別ものではなく、「ライフ」の中に「ワーク」が入っているのだと思います。そのように考えると、言葉としてはあまり適正ではないように思えます。例えば、「ワーク」と「プライベート」とすればよいと思います。

会長： 確かに、制度面ですっきりしない部分や理不尽と感じる部分もあるかと思います。今回は調査ですので、解釈の部分でそのようなご意見があると言つていただければと思います。使っている言葉に関しても、再度見直すということも大切だと思います。

委員： 感想を申し上げます。父親、母親の家事分担の意識はずいぶん高まってきたと思いますが、現実的には、やはり母親が分担している率が高いということを感じました。前回アンケート調査は5年前ということですが、5年間でこの程度しか変わっていないということで、現実の厳しさを感じます。父親の努力や意識だけでなく、会社や社会が変わらないと難しいのだと思います。

委員： 市民意識調査の有効回答率は24.3%で、事業所の有効回収率は15.9%ということで、特に事業所の回答率は非常に低くなっています。回答した事業所は余裕があり、意識も高い事業所だと思いますので、実態が正しく反映できていないかもしれません。ある程度の回収率がないと参考数値になりませんので、より回収率を上げるための方策をご検討されるとよいと思

います。事業所の意識は改善してきていると思いますが、経済状況が厳しいのだと思いますので、そのような背景も考える必要があると思います。

会長： 有効回答率については、事業所の15.9%という値を、統計学的に母集団の推計値でだすことはできますか。

市民意識調査の24.3%という値に関しても、母集団の推計値をだすことはできますか。

事務局： 今回の調査は無作為抽出であり、母集団から標本調査という形で実施していますので、「母集団が回答するとこうなる」という標本をとって抽出しています。「市民全員に調査すると」という調査ということです。

事業所調査についても、母集団が推計できる調査方法をとっています。

委員： すでにそのような前提の調査だということで、納得しました。

会長： 無作為抽出ですが、市民意識調査の24.3%はよくある値ですが、事業所の15.9%は低いと感じます。この回収率で、どのようなことが言えるのかと考えると、難しい部分もあると思います。また、従業員数が少ない状況で制度に基づいて行われた調査の方向がよいのかどうか、振り返ることも必要だと思います。例えば、集団でのインタビューで話を聞く方法が望ましかったかもしれません。今後も回収率が非常に低いということであれば、インタビューを実施した方が手間も少なく、効率的に情報が集まるかもしれません。今後の課題とさせていただきたいと思います。

委員： 再度確認いたします。市民調査は母集団の集計ですか。

事務局： 市民意識調査、事業所調査、どちらも、母集団の集計です。

委員： そうであれば、この統計の数値で議論を進めてもよいということですね。

事務局： 進めていただければと思います。

委員： 38ページの配偶者、交際相手とも、公的機関への相談は非常に少ないというデータがあります。40ページの問25では「いつでも相談できる窓口があればよい」という回答が33.0%で、最多ということです。京田辺市では女性の相談室を設けており、結構、利用されている状況だとお聞きしました。より利用しやすくするように、工夫する計画はありますか。そのような希望が多いということが集計からわかりました。京田辺市のホームページには、女性相談室の記載がありますが、「相談室に行ってみようかな」と思われるよう、アピールできるとよいと思います。このような相談窓口があるというのを広報できる工夫をしていただけすると助かります。

女性の就業支援に関しても相談できる窓口があればよいという結果が、後ろの方に出ていますので、使いやすい窓口を配置していただきたいと思います。

委員： 私は人権擁護委員ですが、その中に男女共同参画委員というものがあります。今年度、初めて、京田辺市内の高校2校の3年生に啓発チラシを届けました。セクハラ、デートDV、パートナーに愛されているから拘束されている、無理をいわれているというような取違いをしたまま、毎日を過ごしている、街角で女性が辛辣な言葉を発しているような場面に出くわすことがあります、そのようなことはすべてDVにつながるのだという内容です。一人ひとりが、自分たちは大事な存在であるということを知るということと、そのような行為はハラスメントであるということを知るということが必要だと思います。そのチラシには、相談先の電話番号等も記載してありますし、ネットで相談先を検索することもできますが、相談するということは

勇気がいることです。女性支援センターの人権擁護委員も相談を受けていますし、京田辺市としても悩み事相談ということで、知り得た情報を法律的にも処理し、警察に関わることは警察につなぐ等のアドバイスをしています。とりかかりが難しいと感じますが、事業所や学校でも、一人ひとりが大切にされる社会が必要だと思います。

会長：具体的に、調査の結果をどのようにしていくのかという課題がありますが、本来は非常に広い範囲に及ぶことだというご意見でした。そのようなことも含めて、今後の計画にどのように反映していくのか、ご検討いただきたいと思います。

委員：調査の方法と目的について申し上げます。令和元年度と6年度の調査結果と比較をされていますが、例えば「過去にハラスメントを受けたことがありますか」という設問に、令和元年度に「はい」と回答した人は、令和6年度にも「はい」と答えることになると思います。これは6年間の推移を見ているのか、過去にどれだけの人が受けたことがあるのかを見ているのか、よくわかりません。過去の経験について聞くと、累積された結果がでると思います。

事務局：ご指摘のように、積算されるデータもあると思います。ただ、無作為抽出ではありますし、年齢層も分けて調査しており、若年層になるほど積算されるものは少ないと考えられます。年長者については、過去に回答された方が、再び回答する場合もあると思いますが、なかなか踏み込んだ設問設定ができていません。ご指摘を受けて、次の調査にどのように反映できるか検討させていただきます。

会長：その時々を切り取りご回答いただくということになると思います。過去にハラスメントを受けた方が、その後どのようにになっているのか、経年変化をみるために別途の調査が必要だと思います。

(以上)